

令和6年第3回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和6年3月29日(金) 13時00分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵 里 子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 ( 名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久      グループ長 秋窪 貴洋      サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三      主 査 森重 建吾      主任主事 水迫 時巳
議事日程	「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7「農地法第4条事業計画変更承認申請の処分決定」について 8「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

開 会 午後1時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第3回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。

事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 2 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番委員。
4 番委員	1 号 1 番。届出は野口公民館西集会施設の北西に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するものです。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラスで 0.3m から 0.4m 盛土を行い、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 を 18 番委員。
18 番委員	1 号 2 番。届出地は市営清水団地の西に位置し、現況は畑であります。利用変更目的は畑として使用するものであります。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラス等で 0.4m から 0.5m 盛土を行い、剥ぎ取った表土を敷きならすものであります。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われまゝ。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われまゝ。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。本日は所有権移転 3 件、利用権設定 77 件、中間管理権の設定 13 件の合計 93 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 18 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。
事務局	議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、利用権設定 77 件、中間管理権設定 13 件。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かございますか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 15 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 と牧園 2 を 1 番委員。
1 番委員	3 号 1 番、2 番を続けて報告します。 3 号 1 番。申請地は岩穴自治公民館の南に位置し、現況は採草放牧地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※は 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3 号 2 番。申請地は持松一区公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 3、4 を 4 委員。
4 番委員	3 号 3 番、4 番を続けて報告します。 3 号 3 番。申請地は野口公民館西集会所の北西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 10 年 4 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知がされています。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3 号 4 番。申請地は広瀬地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 10 年 12 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 7 から 10 までを 18 番委員。
18 番委員	3 号 7 番から 10 番まで続けて報告させていただきます。 3 号 7 番。申請地は馴松自治公民館の北東に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。 3 号 8 番。申請地は、市営清水団地の西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以

	<p>外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 9 番。申請地は市営川内団地の南西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 10 番。申請地は剣之字都公民館の西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人 11、12 を 5 番委員。
5 番委員	<p>3 号 11 番、12 番を続けて報告します。</p> <p>3 号 11 番。申請地は県営隼人団地の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 12 番。申請地は隼人町人権啓発センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人 13 を 7 番委員。
7 番委員	<p>3 号 13 番について報告します。</p> <p>申請地は表木山公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 14 を 14 番委員。
14 番委員	<p>3 号 14 番について報告します。</p> <p>申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※は 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 15、16 を 16 番委員。
16 番委員	<p>3 号 15 番、16 番を一括報告します。</p> <p>3 号 15 番、16 番。申請地は中福良公民館の南東に位置し、15 番の現況は田で、16 番は畑で</p>

	ある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、霧島17を2番委員。
2番委員	3号17番。申請地は止上公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。福山1を15番委員。
15番委員	4号1番。申出地は新原公民館の北西に位置し、現況は倉庫である。用途区分変更目的は農業用倉庫1棟、ロール置場にするものである。周辺の農地の用水路及び排水路は確保されています。申出地は用途区分変更することで、周辺の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われま。以上です。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての用途区分変更1件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されており、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、霧島1を3番委員。
--------	--

3 番委員	5 号 1 番。申請地は霧島学校給食センターの北東に位置し、現況は営農型太陽光発電施設である。農地区分は第 1 種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、営農型太陽光発電施設を建設するものであり、すでに実施済みで継続申請するものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。なお、一時転用の期間は令和 6 年 4 月 10 日から令和 9 年 4 月 9 日までで、再度申請をする計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 を 17 番委員。
17 番委員	5 号 2 番。申請地は上小川小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 3 を 13 番委員。
13 番委員	5 号 3 番。申請地は永山公民館の西に位置し、現況は原野である。なお、年月日不詳で原野化してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 4 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 4 番。申請地は西瓜川原公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 5 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	5 号 5 番。申請地は上大廻集落産業施設の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地のうち 2,130 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画は 3,351.03 m <sup>2</sup> である。隣接地については被害防除計画に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、4 月 10 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 21 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分 1、2 を 2 番委員。</p>
2 番委員	<p>6 号 1 番、2 番を続けて報告します。</p> <p>6 号 1 番。申請地は市営野口団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。</p> <p>6 号 2 番。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 3 を 4 番委員。</p>
4 番委員	<p>6 号 3 番。申請地は野口公民館西集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗兼共同住宅 1 棟、駐車場、駐輪場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 4 を 13 番委員。</p>
13 番委員	<p>6 号 4 番を報告します。</p> <p>申請地は敷根地区集会所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は工事用現場事務所を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。一時転用の期間は令和 6 年 4 月 10 日から令和 7 年 6 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 5 から 10 までを 17 番委員。</p>
17 番委員	<p>6 号 5 番から 10 番まで続けて報告します。</p> <p>6 号 5 番。申請地は久保田公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。</p> <p>6 号 6 番。申請地は郡山コミュニティ広場の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。</p>

	<p>6号7番。申請地は北公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号8番。申請地は芦谷公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は産業廃棄物積替保管所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の217.43㎡を一体利用するもので、全体計画面積は964.43㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番。申請地は県営名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号10番。申請地は市営四方田団地の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、物置1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の92.41㎡を一体利用するもので、全体計画面積は409.41㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分11を18番委員。
18番委員	<p>6号11番を報告します。</p> <p>申請地は新町生活改善センターの北東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人12、13を5番委員。
5番委員	<p>6号12番、13番続けて報告します。</p> <p>6号12番。申請地は真孝公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号13番。申請地は新川公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人14、15を7番委員。



7 番委員	<p>6号14番、15番について続けて報告します。</p> <p>6号14番。申請地は山野公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号15番。申請地は剣之字都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅8棟、公園、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は5,456.33㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人16から18まで10番委員
10 番委員	<p>6号16番から18番まで続けて報告します。</p> <p>6号16番。申請地は川尻公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号17番。申請地は市営見次団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号18番。申請地は市営見次団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺19を3番委員。
3 番委員	<p>6号19番。申請地は請石峯地区自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地山林165㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画は699㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺20を14番委員。
14 番委員	<p>6号20番。申請地は笹峯公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、福山 21 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	6 号 21 番。申請地は佳例川前川内公民館の南東に位置し、現況は山林である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、すでに実施済みであり、経緯書が添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、4 月 10 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第 7 号 「農地法第 4 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 7 号「農地法第 4 条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 福山 1 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	7 号 1 番。申請地は上大廻集落産業集会施設の南東に位置し、現況は畑である。転用目的は運動場の建設をするもので、農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それでは質疑終了をいたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 4 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。

△ 議案第 8 号 「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項に基づき、市長より意見を求められておりますので、農用地利用集積等促進計画案を決定するため審議を求めます。それでは、事務局の報告を求めます。事務局。
--------	--

事務局	議案第 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について報告いたします。総会前の農地利利用最適化推進会において、中間管理権設定意見の 2 件、2 筆、面積 7,959 ㎡。このことについて協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきましてご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、「農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。 以上で、令和 6 年第 3 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はございませんか。
14 番委員	あっせんの件でデータ提供がありません。委員にも提供いただきたい。
議長（会長）	事務局で回答をお願いします。
事務局	委員の方々に情報提供いたします。
議長（会長）	次回から情報提供してください。他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和 6 年第 3 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 45 分